

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年12月9日

【四半期会計期間】 第15期第1四半期(自 2021年8月1日 至 2021年10月31日)

【会社名】 株式会社アイモバイル

【英訳名】 i-mobile Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野口 哲也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟 2階

【電話番号】 03-5459-5290

【事務連絡者氏名】 取締役 文田 康博

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟 2階

【電話番号】 03-5459-5290

【事務連絡者氏名】 取締役 文田 康博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期 連結累計期間	第15期 第1四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自 2020年8月1日 至 2020年10月31日	自 2021年8月1日 至 2021年10月31日	自 2020年8月1日 至 2021年7月31日
売上高 (百万円)	1,637	2,533	11,592
経常利益 (百万円)	578	931	3,366
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	391	626	2,299
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	391	629	2,300
純資産額 (百万円)	12,874	13,215	14,720
総資産額 (百万円)	15,268	16,824	18,992
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	17.98	29.15	107.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	17.78	29.04	106.30
自己資本比率 (%)	84.3	78.4	77.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第15期第1四半期連結累計期間より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするために、第14期第1四半期連結累計期間及び第14期についても百万円単位で表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（インターネット広告事業）

当第1四半期連結会計期間において、Simple App Studio株式会社の株式を取得し、連結子会社としております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、政府による段階的な経済活動再開や各種施策の実施効果及び、ワクチン接種などの対策が進んだことで、感染者数の減少など明るい兆しは見えつつあるものの、感染再拡大も懸念され、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような社会環境の中、当社グループの当第1四半期連結累計期間における新型コロナウイルス感染症による業績への大きな影響はないものの、今後、経済に与える影響がさらに長期化、深刻化した場合は、広告主の減少などによる国内広告市場の縮小や、個人住民税及び所得税の減少によるふるさと納税市場の縮小、さらには営業活動の制限などによって、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは「“ひとの未来”に貢献する事業を創造し続ける」という企業ビジョンの下、「コンシューマ事業」と「インターネット広告事業」の2つのセグメントによって構成されております。コンシューマ事業の主力であるふるさと納税事業の市場については、2020年度のふるさと納税受入額は、前年度比約1.4倍の6,725億円、受入件数も前年度比約1.5倍の3,489万件<sup>1</sup>と増加しております。また、ふるさと納税の控除適用者数（ふるさと納税を実際に行い住民税控除適用された人数）も前年度比約1.3倍<sup>1</sup>の552.4万人と増加しており、「地方創生の実現」という本来の趣旨に沿った安定した制度として広く浸透しつつあります<sup>2</sup>。

また、インターネット広告事業の主たる事業領域である国内インターネット広告市場における2020年のインターネット広告費は、前年比105.9%の2兆2,290億円と新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、社会のデジタル化加速が追い風となり、堅調に成長を続けております。特に、インターネット広告媒体費のうち、運用型広告費は1兆4,558億円（同109.7%）と外出自粛による生活行動の変化によってSNSやEC、動画配信サービスへの接触機会も増え、大手プラットフォームを中心とした運用型広告の需要が高まっております<sup>3</sup>。さらに、2021年のインターネット広告媒体費は全体で前年比107.7%、1兆8,912億円になると予測されており<sup>4</sup>、今後も、ソーシャルメディア広告や動画広告などの運用型広告の拡大などにより、2024年度の国内インターネット広告の市場規模は約3.3兆円にまで拡大するものと予測<sup>5</sup>されております。

このような事業環境の下、当社グループは、インターネットマーケティング企業として、祖業であるインターネット広告（アドネットワーク）事業で培ったテクノロジーとマーケティング・ノウハウを活用した高収益型事業ポートフォリオへの転換を図り、新たな市場の開拓と成長事業分野への投資を推し進め、さらなる企業価値の向上に努めております。地域社会の活性化など社会課題を解決する機能を持つふるさと納税事業「ふるなび」においては、成長期に入った市場を捉え、取引自治体を増やすと共に、自治体との共創による飲食や宿泊の体験型返礼品などを企画するなど、周辺事業を推進してまいりました。また、継続的なTVCMなどによる「ふるなび」ブランドの認知度向上と、精力的なプロモーション活動を展開し、ふるさと納税制度の浸透及び顧客基盤の拡大に努めてまいりました。インターネット広告事業では、重点領域であるメディアソリューション事業やアプリ運営事業などの既存事業の拡大と共に、ヘルステックアプリの企画運営会社であるSimple App Studio株式会社を新たに子会社とし、メディア関連事業の更なる成長に努めております。また、大規模プラットフォームの市場支配力の拡大や、競合との競争激化により市場環境の厳しいアドネットワーク事業においても、新規顧客や海外顧客の獲得に注力すると共に、収益構造の改善を進め、安定的な収益の確保に努めてまいりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,533百万円（前年同期比154.7%）、営業利益は870百万円（同150.2%）、経常利益は931百万円（同161.1%）、親会社株主に帰属する四半期純利益は626百万円（同

160.1%)となりました。なお、当第1四半期連結会計期間の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を適用しており、2022年7月期第1四半期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。当該会計基準等の適用については、「収益認識に関する会計基準」第84項に定める原則的な取扱いに従って、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用しているため、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前年同四半期連結累計期間及び前連結会計年度との比較・分析を行っております。

- 1 出典：総務省自治税務局市町村税課「ふるさと納税に関する現況調査結果」、2021年7月30日公表
- 2 ふるさと納税受入額等の実績は、住民税の計算期間と異なり、自治体の事業年度(4月1日～翌年3月31日)の状況を集計したものであります。当社では、2019年6月1日からふるさと納税に係る指定制度が施行されることを見越した駆け込み需要が2018年末から2019年3月末にかけて起こったことによる影響があったものと考え、2018年度から2019年度にかけての実績数値の減少は、市場自体の縮小を示すものではないと考えております。
- 3 出典：株式会社電通「2020年 日本の広告費」、2021年2月25日発表
- 4 出典：株式会社サイバー・コミュニケーションズ/株式会社D2C/株式会社電通/株式会社電通デジタル「2020年 日本の広告費 インターネット広告媒体費 詳細分析」、2021年3月10日発表
- 5 出典：株式会社矢野経済研究所「2021 インターネット広告市場の実態と展望」、2021年10月28日発表

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、各セグメント別の売上高は、セグメント間の内部売上高及び振替高を含む数値を記載しております。

また、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) 当第1四半期連結累計期間 2. 報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首に全社費用の配賦方法を見直しております。以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後の配賦方法に組み替えた数値と比較して記載しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりです。

#### (コンシューマ事業)

コンシューマ事業では、ふるさと納税事業「ふるなび」及び周辺事業としてトラベル事業、レストランPR事業並びにポイントサービス事業を展開しております。主力事業であるふるさと納税事業「ふるなび」は、ふるさと納税制度の認知度向上による市場の成長に加えて、契約自治体数の増加や返礼品の増加、TVCMなどの新規会員獲得施策及びリピーターへの想起施策などが奏功したことで、会員数、寄附件数共に増加し、寄附受付金額は前年同期を大きく上回る結果となりました。さらにトラベル事業やレストランPR事業においても、飲食や宿泊を体験できる返礼品の契約自治体数を順調に拡大させております。また、8月よりPayPayなどキャッシュレス決済に使える各種ポイントサービスなどへ交換可能な「ふるなびコイン」をリリースし、顧客のさらなる利便性向上を図っております。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,458百万円(前年同期比169.6%)、セグメント利益は444百万円(同137.1%)と大幅な増収増益となりました。

#### (インターネット広告事業)

インターネット広告事業では、アドネットワーク事業、アフィリエイト事業、メディアソリューション事業、広告代理店事業(サイバーコンサルタント社)、アプリ運営事業(オーテ社)等を展開しております。インターネット広告市場では、新型コロナウイルス感染症による広告主の減少が広告表示単価(CPM)の低下を招くなど、一時的に収益への影響があったものの、コロナ禍前の水準近くまでの回復をみせております。重点領域であるメディアソリューション事業では、パートナー数が堅調に推移したことで成長を続けており、アプリ運営事業では、新規顧客獲得のための積極的な広告プロモーションによって、業績は引き続き好調に推移しました。また、アドネットワーク事業では、新型コロナウイルス感染症による影響で、新規顧客の獲得においては厳しい状況が続くものの、顧客に対してのトータルソリューションを提供できる組織とプロダクト体制への移行が奏功し、既存顧客からライブ配信アプリ案件などの受注をするなど売上増加となりました。一方で、個人情報保護に対する関心が高まっていることを背景に、IDFA取得制限などが実施され、当社グループでも業績の一部に影響は見られたものの、これを事業機会ととらえ、広告収益低下対策の支援サービスを新たに開始するなど、自社のノウハウを活用した事業拡大を行っております。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,076百万円（前年同期比130.5%）、セグメント利益は447百万円（同170.3%）と、利益率の大きい事業が貢献したことにより大幅な増益となりました。

(2) 財政状態の状況

（資産）

総資産は、16,824百万円（前連結会計年度末比2,168百万円の減少）となりました。これは主に、現金及び預金が1,942百万円減少したことによるものであります。

（負債）

負債は、3,608百万円（前連結会計年度末比663百万円の減少）となりました。これは主に、未払法人税等が839百万円減少したことによるものであります。

（純資産）

純資産は、13,215百万円（前連結会計年度末比1,504百万円の減少）となりました。これは主に、利益剰余金が親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により626百万円増加したものの、配当金の支払いにより2,150百万円減少したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は4百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	87,000,000
計	87,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,848,196	21,848,196	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。単元株式数は100株で あります。
計	21,848,196	21,848,196		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年8月1日～ 2021年10月31日	-	21,848,196	-	152	-	74

##### (5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年7月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 345,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,497,000	214,970	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,196		
発行済株式総数	21,848,196		
総株主の議決権		214,970	

【自己株式等】

2021年7月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22番14号	345,000		345,000	1.58
計		345,000		345,000	1.58

- (注) 1. 上記自己名義所有株式数には単元未満株式50株は含まれておりません。  
2. 当第1四半期会計期間において、新株予約権の行使に伴い自己株式3,900株の処分を行ったため、当第1四半期会計期間末の自己株式数は341,100株（単元未満株式50株を除く）となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。



## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結累計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。なお、比較を容易にするため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度についても百万円単位に紐替え表示しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2021年8月1日から2021年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2021年8月1日から2021年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年10月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	15,422	13,479
売掛金	1,626	1,827
その他	582	287
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	17,627	15,589
固定資産		
有形固定資産	150	145
無形固定資産		
のれん	215	230
その他	155	160
無形固定資産合計	370	390
投資その他の資産		
投資その他の資産	904	709
貸倒引当金	60	11
投資その他の資産合計	844	697
固定資産合計	1,365	1,234
資産合計	18,992	16,824
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,177	1,203
未払金	491	830
未払法人税等	1,000	160
預り金	430	726
賞与引当金	74	20
販売促進引当金	561	354
ポイント引当金	1	1
その他	470	245
流動負債合計	4,208	3,545
固定負債		
資産除去債務	63	63
その他	-	0
固定負債合計	63	63
負債合計	4,272	3,608
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	152	152
資本剰余金	1,661	1,658
利益剰余金	13,422	11,898
自己株式	523	517
株主資本合計	14,712	13,191
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	7	4
その他の包括利益累計額合計	7	4
新株予約権	15	28
純資産合計	14,720	13,215
負債純資産合計	18,992	16,824

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2020年8月1日 至2020年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2021年8月1日 至2021年10月31日)
売上高	1,637	2,533
売上原価	0	1
売上総利益	1,637	2,532
販売費及び一般管理費	1,057	1,661
営業利益	579	870
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	35
投資有価証券評価益	1	14
その他	0	13
営業外収益合計	1	63
営業外費用		
寄附金	-	1
為替差損	2	-
その他	1	1
営業外費用合計	3	2
経常利益	578	931
税金等調整前四半期純利益	578	931
法人税、住民税及び事業税	164	152
法人税等調整額	22	152
法人税等合計	186	305
四半期純利益	391	626
親会社株主に帰属する四半期純利益	391	626

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年8月1日 至 2021年10月31日)
四半期純利益	391	626
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	0	2
その他の包括利益合計	0	2
四半期包括利益	391	629
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	391	629

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、Simple App Studio株式会社の株式を取得し子会社化したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、主にインターネット広告事業における当社及び連結子会社の役割が代理人に該当する取引について、従来は広告主から受け取る対価の総額を売上高として認識しておりましたが、広告主から受け取る対価からメディアへ支払う額を控除した純額で売上高を認識する方法に変更いたしました。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前第1四半期連結累計期間の売上高が1,735百万円、売上原価が1,732百万円、販売費及び一般管理費が3百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益以下の各段階利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の前期首残高に与える影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年8月1日 至 2021年10月31日)
減価償却費	18百万円	21百万円
のれんの償却額	17百万円	18百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2020年10月21日開催の取締役会決議に基づき、自己株式477,600株の取得を行っております。この結果、当第1四半期連結累計期間において自己株式が761百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が761百万円となっております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年8月1日 至 2021年10月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年9月8日 取締役会	普通株式	2,150	100.00	2021年7月31日	2021年10月6日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には記念配当70円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第1四半期連結累計期間における剰余金の配当については、「1. 配当金支払額」に記載のとおりであります。なお、この他に該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第1四半期連結累計期間(自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額(注) 1	四半期連結財務諸表計上額(注) 2
	コンシューマ事業	インターネット広告事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	860	777	1,637	-	1,637
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	47	47	47	-
計	860	825	1,685	47	1,637
セグメント利益	324	262	587	7	579

(注) 1. セグメント利益の調整額 7百万円は、全額が各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

・当第1四半期連結累計期間(自 2021年8月1日 至 2021年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント			調整額(注) 1	四半期連結財務諸表計上額(注) 2
	コンシューマ事業	インターネット広告事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	-	1	1	-	1
一定の期間にわたり移転される財	1,458	1,073	2,531	-	2,531
外部顧客への売上高	1,458	1,075	2,533	-	2,533
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	1	1	1	-
計	1,458	1,076	2,535	1	2,533
セグメント利益	444	447	892	21	870

(注) 1. セグメント利益の調整額 21百万円は、全額が各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更等に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更しております。また、当第1四半期連結会計期間より、各セグメントの業績をより適切に評価するため、全社費用の配賦方法を見直し、各セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の利益又は損失の算定方法により作成したものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年8月1日 至 2020年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年8月1日 至 2021年10月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	17円98銭	29円15銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	391	626
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	391	626
普通株式の期中平均株式数(株)	21,768,570	21,504,290
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	17円78銭	29円04銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	246,550	81,047
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		



(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2021年10月26日開催の取締役会(以下、「本取締役会」といいます。)において、譲渡制限付株式として自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議し、以下のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

1. 処分の概要

(1) 取締役に対する処分の概要

(1)割当日	2021年11月19日
(2)処分した株式の種類及び総数	当社普通株式 60,000株
(3)割当先	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。) 2名 60,000株
(4)その他	本自己株式処分については、取締役の報酬等として無償で交付されるものですが(会社法第202条の2)、公正な評価額として、本取締役会の決議日の直前営業日(2021年10月25日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値(1,486円)に上記の処分する株式数(60,000株)を乗じた金額(89,160,000円)を処分価額として、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

(2) 執行役員に対する処分の概要

(1)払込期日	2021年11月19日
(2)処分した株式の種類及び総数	当社普通株式 25,000株
(3)処分価額	1株につき1,486円
(4)処分総額	37,150,000円
(5)割当先	当社の取締役を兼務しない執行役員 2名 25,000株
(6)その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

2021年9月28日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の通り、当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。)及び当社の取締役を兼務しない執行役員(以下、「対象執行役員」といいます。また、以下、総称して「割当対象者」といいます。)が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを、2021年9月28日開催の取締役会で決議しております。

また、2021年10月22日開催の第14期定時株主総会において、本制度に基づき、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)に対する本譲渡制限付株式の割当てのために発行又は処分される当社普通株式の総数は年間100,000株以内、年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)とすること及び譲渡制限期間として当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間とすること等につき、ご承認いただいております。なお、当該報酬額は、対象取締役に対して、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する株式数を3事業年度の初年度に一括して割り当てるものであり、実質的には年間33,333株(端数切捨て)以内、年額100百万円以内とするものです。

その上で、当社は、本取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役2名に対し、金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要しないで当社の普通株式を処分し、これを保有させることを決議いたしました。また、対象執行役員2名に対し、譲渡制限付株式を付与するに際しては、取締役の場合とは異なり、当社の取締役会決議において対象執行役員に対する譲渡制限付株式付与のための金銭債権の支給を決定し、対象執行役員は当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の株式について処分を受けるものとしたします。なお、対象執行役員による譲渡制限付株式の引受の申込みについては、対象執行役員の任意としており、当該引受けを希望する対象執行役員にのみ割当てられるものであり、譲渡制限付株式の割当てに

よって対象執行役員の給与等が減額されることはありません。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を退任又は退職等する日までとしております。

## 2 【その他】

2021年9月8日開催の取締役会において、2021年7月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	2,150百万円
1株当たりの金額	100円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年10月6日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年12月9日

株式会社アイモバイル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 川 正 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 西 俊 晴

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイモバイルの2021年8月1日から2022年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年8月1日から2021年10月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年8月1日から2021年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイモバイル及び連結子会社の2021年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般

に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。